

の調和の実現についての理解と関係者相互の合意形成を図るため、都道府県ごとに労使をはじめ、地方公共団体、学識経験者等の代表

者による「仕事と生活の調和推進会議」を設置し、地域の特性を踏まえた活動を行った。

コラム

都道府県の取組事例

(1) ひょうご仕事と生活センターの設立（兵庫県）

兵庫県では、連合兵庫、兵庫県経営者協会との協働により、企業に人材確保や生産性の向上をもたらす、勤労者に働く意欲や働きがいをもたらす「仕事と生活のバランス」の全県的推進拠点として、ひょうご仕事と生活センターを2009（平成21）年6月に設立した。

同センターでは、以下の事業を実施している。

①啓発・情報発信

同センターのホームページで先進事例やセミナー情報、各種助成金の情報などを提供するほか、これらの情報を掲載した企業向けの情報誌を発行。

②相談・実践支援

組織内で「仕事と生活のバランス」を推進していくための相談を受け付け、課題に応じた適切な専門家を派遣。また、それぞれの職場の実情に応じた研修プログラムを提供。

③企業顕彰

「仕事と生活のバランス」について先進的な企業を顕彰。

④企業助成

育児、介護等で離職した人の再雇用や、育児休業、介護休業者の代替要員の雇用を行った企業などへ助成。

(2) 次世代育成支援企業認証制度（福島県）

福島県では、次世代育成支援に取り組む企

業の社会的評価を高めるため、仕事と育児の両立支援に積極的に取り組む中小企業や、仕事と生活のバランスが取れる働きやすい職場環境づくりに向けて総合的な取組を行っている企業を認証している。

【「子育て応援」中小企業認証】

県下の中小企業を対象として、一般事業主行動計画を策定・届出し、その計画に沿った取組を実践し、育児休業取得者等が生じたことの条件を満たした企業を認証

【「仕事と生活の調和」推進企業認証】

県下の企業を対象として、両立支援、パート労働者の公正な処遇、男女共同参画についての取組状況を点数化し、規定の点数以上の企業を認証

これらの認証を受けた企業は、認証企業であることを名刺や自社製品のポスター、求人票等に表示することで企業のイメージアップや人材確保に活用できるほか、以下の優遇措置の対象となる。

①「成長産業育成資金」の適用（中小企業対象の融資制度）

②県が行う物品調達において優先的に指名又は選択

③県の建設工事等入札参加資格審査における点数の加算

④県が発注する工事・測量等委託業務に導入される「総合評価方式」による入札において認証の取得を評価項目の一つとする